別表六(十三)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「19の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「20の②」）」に、「繰越税額控除限度超過額（㉕の計）」を「繰越税額控除限度超過額（25の計）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「18の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「19の②」）」に改め、同表の記載要領第五号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第六号中「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」を「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表」に改める。

別表六(十四)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「2」又は別表一(二)「2」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「31の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「34の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「30の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「33の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「。以下この号及び第４号において「平成24年改正法」という。」を削り、「平成24年改正法第１条」を「同法第１条」に改め、同第㈢号中「外書には、」の次に「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第４条の規定による改正前の」を加え、同第四号中「平成24年改正法附則第23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される」を削り、「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」を「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表」に改める。

別表六(十五)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「21の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「22の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「20の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「21の②」）」に改め、同表の記載要領第㈢号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第四号中「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」を「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表」に改める。

別表六(十六)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「23の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「24の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「22の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「23の②」）」に改め、同表の記載要領第㈢号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第四号中「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」を「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表」に改める。